



契約法における任意法規の構造－自律・秩序・厚生をめぐる任意法規理論－

松田, 貴文

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2014-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6158号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006158>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	まつだたかふみ 松田貴文
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	契約法における任意法規の構造 ー自律・秩序・厚生をめぐる任意法規理論ー
審 査 委 員	主査 教 授 山本 顯治 教 授 山田 誠一 教 授 手嶋 豊

1. 本論文は、ドイツ法、米国法において展開された自律、客観秩序、厚生という三つの基底的価値に基づいた任意法規理論を検討し、わが国契約法理論におけるその意義を明らかにしようとする。

2. 序章において、ドイツ法、米国法という異なった法域において展開された任意法規理論を、統一的な観点から比較検討するために必要となる枠組みが呈示された後、第一章において、我が国における任意法規理論の系譜が検討される。そこでは、二〇世紀初頭から始まった混合契約論が、意思主義の影響のもとに結合主義から類推主義へと変遷し、任意法規論における典型性・類型性の要請が衰退する様が描かれる。他方では、二〇世紀後半から隆盛を見た約款規制論が取りあげられ、契約正義を基底的価値とした任意法規の指導形象機能が強調されることにより、任意法規における典型性・類型性が重視されるに至ったことが示される。さらに、九〇年代以降、約款規制に止まらず契約法の一般理論として任意法規理論を位置づける動向が現れ、現在我が国においては「典型契約制度の復権」と呼称しうる状況にあることが指摘される。

3. 第二章においては、契約法における自律と正義の間で熾烈な議論が交わされた19世紀後半におけるドイツ法理論を例にとり、自律基底的任意法規理論と客観秩序基底的任意法規理論の構造が明らかにされる。自律基底的任意法規理論においては、任意法規は当事者意思の支援であると位置づけられ、契約規範の欠缺補充に任意法規の主たる役割が見出される。同時に、仮定的当事者意思という概念の妥当性、補充的契約法解釈と任意法規の関係等の争点において、自律基底的理論内部においても典型性・類型性と個別性の間での緊張関係が存していたことが示される。他方、ピュローを始祖とする客観秩序基底的理論においては、客観秩序・正義を実現するための命令として任意法規が捉えられ、その後ドイツにおいて展開される任意法規の指導形象機能の端緒が開かれた。また、客観秩序基底的理論においては、任意法規に存する典型性・類型性によっては実現できない個別的正義を実現するため、自律に対し手段的価値が与えられるに過ぎないとされる。加えて、任意法規や契約の拘束力根拠をめぐる「承認説」と「授權説」の内容が検討され、自律基底的任意法規理論と承認説、客観秩序基底的任意法規理論と授權説という、それぞれの内在的連関が明らかにされる。

4. 第三章においては、米国を震源地とし、現在ドイツ法において大きな論議を呼んでいる厚生基底的任意法規理論（デフォルト・ルール論）が検討される。第一に、典型的に多数派と評価された当事者類型にとって契約ルール策定コスト（取引費用）を削減するという目的から任意法(規)が正当化されるとする「マジョリタリアン・デフォルト・ルール」

論の具体内容が紹介・検討される。第二に、一方の契約当事者が有する情報を相手方当事者が有さないという「情報の非対称性」が存する状況下において、私的情報を有する当事者に情報開示のインセンティブを与えるシステムとして任意法(規)を理解する「ペナルティ・デフォルト・ルール」論の具体内容が、損害賠償範囲に関する「ハドレー 対 バクセンデル」ルールを題材として紹介・検討される。第三に、契約当事者は任意法(規)に示されたルールを現状として受け止めこれに固執する傾向がある(現状維持バイアス)ことを明らかにした行動経済学・行動心理学の知見を参照し、現状維持バイアスの是正を図るものとして任意法(規)を理解する行動主義的法と経済学におけるデフォルト・ルール理論が紹介・検討される。

5. 終章では、わが国における具体的な解釈論の問題として、①瑕疵担保責任論、②錯誤論、③不当条項規制論に関する近時の見解が検討される。そこでは、それぞれの見解の基礎に、いかなる形で自律基底的任意法規理論、客観秩序基底的任意法規理論、厚生基底的任意法規理論が存しているのか明らかにされ、本論文で明らかにされた三つの任意法規理論の観点からそれぞれの解釈理論の構造・問題点が示される。最後に、自律基底的任意法規理論、客観秩序基底的任意法規理論、厚生基底的任意法規理論のそれぞれの課題が指摘され、各理論の相互関係に関する考察がなされる。三者は鼎立するとする理解とは異なり、厚生基底的任意法規理論は自律基底的任意法規理論と客観秩序基底的任意法規理論の作動領域に明確な位置づけを与える包括的な理論枠組みとして働き得ること、また、厚生基底的任意法規理論は契約法の実証研究に対し明確な理論枠組みを呈示しうることを指摘しつつ、それらの具体的展開が今後の課題とされ、本論文は結ばれる。

論文審査の結果の要旨

一、本論文の意義など

1. 任意法規の性質と原理、そして機能をどのように理解するかという問題は、意識する与否を問わず、契約法解釈論が不可避免的に直面せざるを得ない、いわば契約法の基盤をなす問題である。本論文でも明らかにされたように、混合契約論、約款規制論、現代における典型契約論や要素・常素・偶素に関する契約規範の構造論において、任意法規に対する理解の相違は顕著なものとして現れる。さらに、瑕疵担保責任論、錯誤論などの重要問題においても、任意法規理解は結論に対し重要な影響を与える。このように、任意法規理解は、契約法の根幹をなすとも言える重要問題であり、契約法解釈論を展開しようとする論者は、不可避免的になんらかの任意法規理解を明示・黙示に指定している。その際、わが国において伝統的に大きな影響を及ぼしてきたのは、一方では自律を基底的価値として任意法規を理解しようとする見解であり、他方では正義・客観秩序を基底的価値として任意法規を理解しようとする見解であった。本論文の第一の意義は、自律若しくは客観的秩序を基底的価値として任意法規理論を展開してきた19世紀ドイツ法の理論状況の検討を通じ、自律基底的任意法規理論、客観秩序基底的任意法規理論のそれぞれの理論構造を明らかにしたことにある。そこでは、「自律-客観的秩序」という対立軸に加えて、「典型(類型)-個別」という対立軸のあることが冒頭で示唆され、それぞれの対立軸を参照しつつ、ドイツ契約法理論における各論者の立脚点、および、仮定的当事者意思、欠缺補充の方法、特約による任意規定排除の意味と機能、契約メカニズム説の両義性、契約法における制度理論の位置づけ、また指導形象機能の基盤、さらには、任意法規と強行法規の関係についての理解の相違等々が描かれる。特に、契約法学においてかねてよりその重要性が指摘されながら本格的な検討のなされなかった、いわゆる「承認説」と「授權説」の全容が描かれ、任意法規理論との内在的連関が解明されたことは、本論文の大きな成果である。ここでは、ドイツ契約法理論における「承認説＝自律基底的理論」、「授權説＝客観秩序基底的理論」という内在的・価値的連関が正確に描かれている。ここでの論述は、従来、わが国契約法理論において一部に見られた「捻れ」につき、何故にそれが矛盾と評価されねばならないのかという点について明快な評価軸を与えるものとなっている。

2. 本論文の第二の意義は、米国で展開され、近時ドイツ法においても論議を呼ぶに至っている厚生基底的任意法(規)理論にわが国で初めて正面から取り組み、その理論内容を明示した点にある。厚生基底的任意法(規)理論は個々の解釈論のなかで付随的に言及されるという形で、わが国においても関心を呼んできた。しかし、いずれの場合も、論者の扱う解釈論との関連で厚生基底的任意法(規)理論の極一部に言及がなされたに過ぎず、本論文

のように全体像を描くものはなかった。本論文は、取引費用の削減（マジョリティアン・デフォルト・ルール論）、情報の非対称性への対処（ペナルティー・デフォルト・ルール論）、契約当事者の認知バイアスへの対処（行動主義的法と経済学によるデフォルト・ルール論）という、厚生基底的任意法（規）理論の骨格をなす代表的理論を取りあげ、その内容を詳細に検討する。その際、経済学の前提知識を有さない読者を想定し、根気よく丁寧に論旨を追って行けば誰にでも理解できるよう論証に工夫が凝らされており、米国任意法（規）理論を学ぼうとする法学者にとって第一の必読文献といっても過言ではない内容となっている。また、解釈論的にもペナルティー・デフォルト・ルールの考え方にに基づき、損害賠償の範囲を定める「ハドレー 対 バクセンデール」ルールの機能が明らかにされたことは、今後同事件の準則を継受したわが国民法 416 条の解釈論を考える上でも、重要な貢献をなすものと評価できる。

3. 本論文の第三の意義は、「自律、客観的秩序、厚生」という基底的価値と「典型（類型）-個別」という観点から、ドイツ法と米国法という異なった法域で展開されてきた任意法規理論の比較を可能とする枠組みを呈示したこと、さらには、かかる枠組みをわが国の契約法解釈論における重要問題に適用・検討した点にある。わが国の契約法理論として検討された問題の内、特に、瑕疵担保責任論、不当条項規制論については、それぞれの理論の基盤にある任意法規理解が明らかにされ、また、それぞれの理論構造に透明度の高い説明が施されている。さらには、各論者・理論の基盤をなす任意法規理解という観点から、理論横断的に整合性・妥当性を評価するという、これまでわが国民法学に見られなかった新たな分析枠組みが呈示されている。

4. 本論文は、以上のような意義を持つものではあるが、それとともに、次のような諸点について、なお改善する余地を残していると考えられる。第一に、三つの基底的価値を軸とした分析については立ち入った検討がなされているものの、そこに交差する「典型（類型）-個別」という分析視角については、さらに掘り下げるべき余地がある。特に近時の契約法理論における「典型-個別」という分析軸の重要性に鑑みると、この点についての更なる研究の進展が望まれる。第二に、本論文第 1 章で扱われたわが国における二つの問題である混合契約論と約款規制論への本論文の貢献については、さらに明らかにされるべきところがある。本論文のなしている貢献としては、例えば、非典型契約について、裁判において、どのような規律が行なわれるべきかや、現行の民法に定められていない例えばリース契約について、民法で定めをするかどうか、どのような定めをするかという問題について、いかなる視点から考察が行なわれるべきか、また、消費者契約法 10 条について、どのような解釈が行なわれるべきかや、一般的な約款規制を民法またはその他の法令でするかするかどうか、その規制をどのようなものとするかという問題について、いかなる視点から考

察が行なわれるべきかなどを考えることができる。第三に、契約法の基盤をなす原理と言うとき、直ちに想起されるのは 90 年代以降わが国および諸外国において論議を呼んだ契約法の諸原理を巡る論争（いわゆる「現代契約法論」）であるが、かかる動向についての本論文からする評価・意義が明らかにされるべきものと思われる。契約法の原理をめぐる 90 年代以降の議論においては、意思・関係・秩序といったタームにより、まさに自律や秩序が契約法において有する意義・機能が検討されたものであり、本論文がかかる議論をどのように発展させ、若しくは、批判するものとなるのか、更なる研究の深化が望まれる。

二、口頭審査の内容

1. 学位請求論文審査においては、本論文の意義を踏まえた上で、主に、①三つの基底的理論という視角と「典型性-個別性」という視角との関連、②三つの基底的理論の相互関係、③厚生基底的理論の内在的理解、④具体的問題への応用の展望、⑤本論文の方法論的課題を主題としつつ、その他多岐に渡る問題につき質疑応答がなされた。

2. 論文の分析視角に関しては、一方では、自律基底的理論、客観秩序基底的理論、厚生基底的理論という視角、他方では、「典型性（類型性）-個別性」という視角が呈示されているところ、特に客観秩序基底的理論、および厚生基底的理論における「典型性（類型性）-個別性」の緊張関係はどのような形で理論的に現れていたのか問われた。

3. また、三つの基底的理論の相互関係につき、ドイツ法における自律基底的理論、客観秩序基底的理論に対し、英米法における厚生基底的理論は第三の基底的理論として鼎立する関係に立つと本論文は考えず、厚生基底的理論の分析枠組みの明晰性の故に、厚生基底的理論が他の二理論に対して、それぞれが適切に働きうる領域を配分する枠組みとして機能するとの展望をなしているが、その妥当性が問われた。

4. 厚生基底的理論における主要三理論については、特に「ペナルティー・デフォルト・ルール」論に関し、情報の非対称性への対処方法として情報の経済学において呈示されている処方箋との関連性につき質疑応答がなされた。

5. 本論文の応用範囲はかなり広いものとなるところ、例えば、医療契約において、厚生基底的理論において強調される効率性という観点がどこまで妥当しうるか問われた。

6. 最後に、任意法の原理的基盤への問いという方法論の妥当性が問われた。任意法規理論については多様な原理的基盤が問われ得るところ、個々の具体的問題においては、かかる原理的基盤への問いとは別に、個別的・具体的に解決を図るという形で問題処理をなすこともまた可能ではないか、そのような契約法解釈論における態度に対して、任意法の原理的基盤を問おうとする本論文の方法論的意義は何処に存しているかが問われた。また、自律基底的理論、客観的秩序基底的理論、および、更生基底的理論のいずれを選択するか

の局面における解決をどのように考えるべきかが問われた。

7. 口頭審査において取りあげられたそれぞれの問題は、今後の検討課題として更なる研究の進展が求められるものである。松田貴文氏は、口頭試問において明確かつ一貫した立場を示したが、本研究をも相対化した視点から本研究の位置づけを行なう点などについては、必ずしも十分な説明に成功したとはいえないところもあった。しかし、本論文が、契約法における任意法規の構造に関するドイツ法、米国法、日本法の現在の理論的到達点を明らかにしたことは高く評価しうる。また、本論文は、わが国と欧米契約法理論とを比較するための共通分析枠組み定立への一步を進めたものと評価しうる。このように、任意法の構造をその原理的基盤にまで遡って解明し、新たな契約法理論の可能性を示すという本論文の目的は成功したといえることができる。

三、審査結果

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である松田貴文氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成26年 3月 6日

審査委員 主査 教授 山本 顯治

教授 山田 誠一

教授 手嶋 豊